

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

プラスティー株式会社

(彦根市、医療・福祉業)

を認定しました（認定段階2での認定となります）。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・正社員の女性労働者の割合が業界平均を上回っており、女性が多数活躍している。
- ・事業所内に保育園を設置し、職員が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整えている。
- ・女性が多く働く職場のため、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な働き方を取り入れている。（短時間勤務等）

○長時間労働是正のための取組

- ・ICTシステムの導入をしているため記録作業を効率化している
- ・保育士の長時間労働を防ぐため、書類や制作物の時間を勤務時間内に設け、時間外業務をなくし業務負担を軽減する取組をしている。

○管理職比率に関する取組

- ・評価や昇格基準を明確にし、能力・意欲に応じて主任・副主任・リーダーなどへの登用を積極的にを行い、意欲ある職員がキャリアアップできる体制を整えている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・パート職員から正社員への転換制度を設け、多様なキャリア形成を支援している。
- ・中途採用を積極的に実施しているほか、退職後も希望する職員が安心して復帰できる再雇用制度を整備している。

■■認定企業よりメッセージ■■

プラスティー株式会社では、女性が自分らしく、そして長く活躍できる職場づくりを大切にしています。

『えるぼし認定』は、その取組みが国から認められた証です。

結婚や出産、ライフスタイルの変化を経ても、キャリアをあきらめる必要はありません。

プラスティー株式会社では、柔軟な働き方やキャリア支援制度を整え、誰もが安心して挑戦できる環境を整えています。

あなたの「やりたい」を大切にしながら、一緒に新しい未来をつくっていきましょう！
そして、一步踏み出してがんばるあなたを私は、全力で応援します！

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190